

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-5-1
処分の種類	猟銃等製造事業者等の許可の取消			
根拠法令条例等・条項	武器等製造法第20条(第6条準用)			
処分の概要	正当な理由がないのに、1年以上事業を開始せず、又は1年以上引き続き事業を休止したときは、許可を取り消すことができる。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任)			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に先例がなく、法令の定め以上に設定するのが困難。)			
基準の制定根拠				